

函館市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 4 6 号

函館市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

函館市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成 2 年函館市規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（内国旅行の宿泊料定額）

第 7 条の 2 条例別表第 1 の 1 等級の項， 2 等級の項および 3 等級の項の規則で定める額は，宿泊先の区分に応じた別表第 2 に掲げる額とする。

第 9 条第 3 項第 3 号中「条例別表第 1 の乙地方の宿泊料定額」を「別表第 2 の北海道の項に掲げる額」に，「同表」を「条例別表第 1 」に改める。

第 1 0 条第 1 号アおよびイ（イ）ならびに第 3 号中「別表第 2 」を「別表第 3 」に改める。

第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

（外国旅行の宿泊料定額）

第 11 条の 2 条例別表第 2 の 1 等級の項， 2 等級の項および 3 等級の項の規則で定める額は，宿泊先の区分に応じた別表第 4 に掲げる額とする。

第 1 8 条第 1 号および第 2 号中「宿泊料定額」を「赴任に伴い住所または居所を移転した地の存する地域を宿泊先とみなした場合における当該宿泊先の区分に応じた別表第 2 に掲げる額」に改める。

別表第 2 中

宿泊料（1夜につき）							
甲地方				乙地方			
7日目までの期間	8日目から30日目までの期間	31日目から60日目までの期間	61日目からの期間	7日目までの期間	8日目から30日目までの期間	31日目から60日目までの期間	61日目からの期間
13,100円	11,800円	10,500円	9,200円	11,800円	10,600円	9,400円	8,300円

を

宿泊料（1夜につき）			
7日目までの期間	8日目から30日目までの期間	31日目から60日目までの期間	61日目からの期間
宿泊先の区分に応じた別表第2に掲げる額（条例別表第1の3等級の項に掲げる者に係る部分に限る。）	宿泊先の区分に応じた別表第2に掲げる額（条例別表第1の3等級の項に掲げる者に係る部分に限る。）に0.9を乗じて得た額	宿泊先の区分に応じた別表第2に掲げる額（条例別表第1の3等級の項に掲げる者に係る部分に限る。）に0.8を乗じて得た額	宿泊先の区分に応じた別表第2に掲げる額（条例別表第1の3等級の項に掲げる者に係る部分に限る。）に0.7を乗じて得た額

に

改め、同表備考を次のように改める。

備考 「何級の職務」とあるのは、条例第2条第2項に定めるところによる。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 内国旅行の宿泊料定額（第7条の2，第9条，第18条関係）

宿 泊 先	宿 泊 料（1夜につき）	
	条例別表第1の1等級の項および2等級の項に掲げる者	条例別表第1の3等級の項に掲げる者
北 海 道	20,000円	15,000円
青 森 県	16,000円	12,000円
岩 手 県	13,000円	10,000円
宮 城 県	16,000円	12,000円
秋 田 県	14,000円	11,000円
山 形 県	13,000円	10,000円
福 島 県	12,000円	9,000円
茨 城 県	14,000円	11,000円
栃 木 県	14,000円	11,000円
群 馬 県	16,000円	12,000円
埼 玉 県	21,000円	16,000円
千 葉 県	22,000円	17,000円
東 京 都	27,000円	21,000円
神 奈 川 県	21,000円	16,000円
新 潟 県	21,000円	16,000円
富 山 県	14,000円	11,000円
石 川 県	13,000円	10,000円
福 井 県	13,000円	10,000円
山 梨 県	17,000円	13,000円
長 野 県	17,000円	13,000円
岐 阜 県	17,000円	13,000円
静 岡 県	16,000円	12,000円
愛 知 県	16,000円	12,000円

三重県	16,000円	12,000円
滋賀県	14,000円	11,000円
京都府	26,000円	20,000円
大阪府	21,000円	16,000円
兵庫県	22,000円	17,000円
奈良県	16,000円	12,000円
和歌山県	14,000円	11,000円
鳥取県	12,000円	9,000円
島根県	16,000円	12,000円
岡山県	18,000円	14,000円
広島県	18,000円	14,000円
山口県	12,000円	9,000円
徳島県	13,000円	10,000円
香川県	20,000円	15,000円
愛媛県	16,000円	12,000円
高知県	16,000円	12,000円
福岡県	22,000円	17,000円
佐賀県	14,000円	11,000円
長崎県	17,000円	13,000円
熊本県	18,000円	14,000円
大分県	14,000円	11,000円
宮崎県	14,000円	11,000円
鹿児島県	14,000円	11,000円
沖縄県	16,000円	12,000円

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 外国旅行の宿泊料定額（第11条の2関係）

宿 泊 先			宿 泊 料（1夜につき）		
地 域	国 名	地 名	条例別表第1の1等級の項および2等級の項に掲げる者	条例別表第1の3等級の項に掲げる者	
アジア	インド ネシア	ジャカルタ	19,000円	17,000円	
		その他の地	14,000円	13,000円	
	シンガ ポール	シンガポール	39,000円	35,000円	
		その他の地	37,000円	34,000円	
	タイ	バンコク	25,000円	23,000円	
		その他の地	21,000円	19,000円	
	大韓民 国	ソウル	32,000円	29,000円	
		その他の地	25,000円	23,000円	
	中華人 民共和 国	北京	20,000円	18,000円	
		広州	19,000円	17,000円	
		上海	19,000円	17,000円	
		香港	33,000円	30,000円	
		その他の地	19,000円	17,000円	
	フィリ ピン	マニラ	25,000円	23,000円	
		その他の地	24,000円	22,000円	
	その他の国			市長が別に定める額	市長が別に定める額
	その他の地域			市長が別に定める額	市長が別に定める額

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の函館市職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。